

天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年3月天理市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(地域住民等の範囲)

第3条 条例第2条第6号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体
- (2) 事業の実施により影響を受けることが懸念される農林業その他の産業を営む者で組織する団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の実施により影響を受けることが懸念されると市長が認める者

(抑制区域)

第4条 条例第9条第2項の規則で定める抑制区域は、次に掲げるものとする。

- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第3条第1項の宅地造成工事規制区域
- (2) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域
- (3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域
- (4) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第2条第3号に規定する国定公園の区域
- (5) 奈良県自然環境保全条例（昭和49年3月奈良県条例第32号）第27条第1項に規定する景観保全地区の区域
- (6) 天理市風致地区条例（平成24年12月天理市条例第29号）第4条に規定

する風致地区の区域

- (7) 景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第1号の規定に基づく奈良県景観計画により定められた重点景観形成区域（第1種特定区域）
- (8) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第4条第1項に規定する歴史的風土保存区域
- (9) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地並びに同法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (10) 奈良県文化財保護条例（昭和52年3月奈良県条例第26号）第38条第1項に規定する県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域及びその近接する土地
- (11) 天理市文化財保護条例（昭和54年6月天理市条例第16号）第5条第1項に規定する天理市指定文化財のうち記念物が所在する区域及びその近接する土地
- (12) 農用地区域（農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号イに規定するものをいう。）、甲種農地（同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち市街化調整区域内にある農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条に規定する農地をいう。）の区域及び第1種農地（同法第4条第6項第1号ロに掲げる農地のうち甲種農地以外のものをいう。）の区域（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）第5条第1項第9号の2に規定する特定営農型太陽光発電設備を設置する場合を除く。）
- (13) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の鳥獣保護区の区域
(事前協議)

第5条 条例第10条第1項の規定による事前協議は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事前協議申請書（様式第1号）
- (2) 事業者を証明する書類（個人の場合は住民票、法人の場合は登記事項

証明書)

- (3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法
(平成23年法律第108号) 第9条第3項の規定により認定を受けた場合は、
その事業計画等の写し
- (4) 位置図
- (5) 事業区域及びその隣接地の公図又は地籍図
- (6) 事業区域の土地の登記事項証明書
- (7) 事業区域調書(権利者一覧表)(様式第2号)
- (8) 現況図(平面図及び縦横断図)
- (9) 現況写真(事業区域内及びその周辺の状況が分かるもの)
- (10) 土地利用計画図(平面図及び縦横断図)
- (11) 工作物設計図(平面図、立面図、断面図及び構造図)
- (12) 造成計画図(平面図及び縦横断図)
- (13) 排水計画図(平面図)
- (14) 資力があることを証する書類(残高証明書、預貯金通帳の写し、融資
証明書等)
- (15) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の事前協議が整ったときは、事業者に対し事前協議済書(様式第3号)を交付するものとする。

(標識の設置)

第6条 条例第11条に規定する標識の設置は、標識(様式第4号)により行うものとする。

(説明会の実施)

第7条 条例第12条の規定による説明会は、次に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 公民館、集会所その他の地域住民等が参加しやすい場所で開催すること。
- (2) 多数の参加が見込まれる日時に開催すること。
- (3) 必ず1回以上開催し、地域住民等から開催の要望があった場合は、こ

れに応じること。

- (4) 説明会の開催に要する費用は、全て事業者が負担すること。
- (5) 事業の計画又はその概要を記載した印刷物の配布その他適切な方法により地域住民等に丁寧に説明を行うこと。
- (6) 説明会に出席できなかった地域住民等から求めがあった場合は、個別に説明を行うこと。

(届出)

第8条 条例第13条第1項の規定による届出は、次に掲げる書類を市長に提出することにより行うものとする。

- (1) 事業届出書（様式第5号）
- (2) 説明会実施状況報告書（様式第6号）
- (3) 誓約書（様式第7号）
- (4) 第5条第1項各号の書類の内容に変更があった場合は、変更後の当該書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 条例第13条第2項の規定による変更の届出は、事業変更届出書（様式第8号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 条例第13条第3項の規定による地位の承継の届出は、事業承継届出書（様式第9号）を市長に提出することにより行うものとする。

(事業終了後の措置)

第9条 条例第14条第1項の規定による届出は、事業終了届出書（様式第10号）を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、事業者に対し、条例第14条第2項及び第3項に規定する太陽光発電設備の撤去及び廃棄物の処理に充てる費用の積立て等の状況を確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

(立入検査)

第10条 条例第16条第2項に規定する証票は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第11号）によるものとする。

(命令、勧告及び指導)

第11条 条例第17条の規定による命令は、命令書（様式第12号）によるものとする。

2 条例第18条の規定による勧告は、勧告書（様式第13号）によるものとする。

3 条例第19条の規定による指導は、指導書（様式第14号）によるものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。